千葉県税政連

第40号
平成22年10月1日
題　字／井桁和夫顧問

千　葉　県　税　理　士　政　治　連　盟
〒260－0024　千葉市中央区中央港1－16－12
電　話 043－243－1526　　FAX 043－243－1553
Eメールアドレス　c-kenren@zeiseiren.chuo.chiba.jp
URL http://www.zeiseiren.chuo.chiba.jp
発行人／会長 横畑靖明　編集人／広報委員長 本間典子

第42回定期大会
税制改正重点要望事項決定

写真提供:木更津支部　浅見誠二郎会員

中華民国総統府

大正8(1919)年に竣工したルネサンス様式の瀟洒な建物で、現在台湾の政治の中枢を成している。終戦までは、台湾総督府庁舎だったが、戦後に中華民国総統府となった。

第42回定期大会を終えて
―活動の原点を考える―

千葉県税理士政治連盟 会長　横畑　靖明

第42回定期大会は、多数の来賓のご臨席と二百数十名の会員の出席を頂き、盛会裡に終了致しました。ご協力ありがとうございました。

本連盟の場合、定期大会が終わると“政治活動”の時期になります。例年、事業年度最初の幹事会にかけて、税制改正重要事項の決定、国会陳情細目の詰めから後援会対策と会務は目白押しで、役員にとっては息つく暇もない感があります。しかし、この日頃は役員の気合いの乗った余韻のある時期なので、以外とスンナリ活動繁忙期に入って行くようです。

政権交代したこの一年間は、本来とてつもない状況にあった訳ですが、そのダメージはほとんどなく、むしろ、税政連の悲願ともいうべき法人税法35条廃止が実現し、一つの結果を出すことが出来ました。先人が築きそれを継承してきた税政連活動の一つの帰結でした。ありがたいことです。

現実問題として、また今後の課題として、財政・活動・人員の有効配置と新たな人間関係の構築は、悩ましい問題ではありますが、相当の水準引き揚げを図って行かなければなりません。

民主党政権においては、“物事はすべて政治主導”ということで、所謂ロビー活動が機能しなくなりました。党税調の廃止や政調会の廃止などその一環です。要するに国会議員のもつ人間関係から行政へ、というルートが機能しなくなったということです。そうした中で実現した法人税法35条廃止は、それまでの経緯からして政治主導なればこそということが言えるでしょう（管政権になってから党税調・政調会は復活しました。しかし、政治主導という基本は変わらないでしょう）。

我々も活動の原点に立ち戻り、自らの足下を顧みる必要があるのではないでしょうか。

税政連（税理士業界）の政治活動は、「納税者のための税理士制度と租税制度を確立する」という目的のため行われています。自らの利害を語らずして、活動そのものが極めて社会貢献性の高いものなので、それが我々の活動上のバックボーンと自信になっていることは言を待ちません。

しかし、であるが故に、「国会議員は国民に選ばれた選良である以上、納税者の声を代弁する税理士業界の主張を聞くべきだ」という主張が、我々の意識下にありはしないかとの懸念があります。一方では、「国会議員にはもう少し税務についての勉強をして貰わなければ…」ということを耳にしますが、それは国会議員が我々と同じレベルで物事を考えているという前提であって、一般論としてそこまで要求することは出来ません。国会議員にとって税理士業界は、“単に支持者団体の一つに過ぎない”のです。敬意を表されるからといって錯覚に陥ってはなりません。

問題はそこから先です。国会議員が政治活動において税理士の主張実現のために、一肌も二肌も脱ぐ“気”になるのには何が必要でしょうか。結論は明らかです。それは、ただ選挙応援活動！に尽きます。国会議員との付合いは、一朝ことある時の選挙応援を想定せずして本質的に成り立つはずがありません。税政連に「税理士による国会議員後援会」がある所以です。

千葉県税政連の政治活動は、出来るだけ多くの国会議員の協力を得ることにより、税理士の主張を“国会世論”にまで盛り上げるという壮大な意図があります。従って、県下選出国会議員全員に協力と連携をお願いすることになります。後援会のない国会議員が多数おいでになりますが、そこで協力を頂くということは、税政連が選挙応援という「先付け手形」を切ることになる訳です。つまり、後援会がなくとも選挙応援です。国会議員との連携はすべて選挙応援です。

こうした負荷は大変なことですが、楽な政治活動というものはありません。

今後新たに多数の後援会の設立が予想されます。後援会には、被後援者の信頼を得るに相応しい役割を担って頂かねばなりません。

そのため千葉県税政連は、政治活動の原点に立ち返るべく会務執行の中で後援会活動の検証を進めます。

ご協力をお願いします。

第42回定期大会開催される

千葉県税理士政治連盟は、平成22年8月6日（金）午後1時30分より、千葉市のオークラ千葉ホテルにおいて、富田茂之衆議院議員、森英介衆議院議員、石井幸夫千葉県税理士会会長、山川巽日本税理士政治連盟会長他多数の来賓を迎え、第42回定期大会を開催した。

7月11日の第22回参議院議員通常選挙の直後の大会であったが、会員240名の出席のもと、待山・村岡両会員の司会により、北村副会長の開会宣言に始まり、横畑会長の挨拶、活発な議案審議、大会決議朗読、感謝状贈呈と続き、その後来賓よりご祝辞を賜り、宮崎副会長の閉会宣言によって大会は終了した。

大会終了後、国政報告会、懇親会がおこなわれた。

【会長挨拶】

要　旨

1. 昨年8月の衆議院の解散総選挙、今年7月の参議院選挙と続いた誠に慌ただしい1年であった
2. 法人税法第35条特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止が、日税政の指導のもと全国単位税政連や各後援会の活動により実現した
3. 公平な課税の実現と、法律の制定過程における幅広い論議が必要である

横畑会長

【議案審議】

議　　長	村松忠義会員（船橋）
副 議 長	桐生孫治会員（市川）
議事録署名人	苅谷憲二会員（千葉南）
〃	須藤淳也会員（　〃　）
議事録書記	飛松京子会員（成田）
〃	中西康茂会員（　〃　）

議　案

第1号議案	平成21年度運動経過報告承認の件
第2号議案	平成21年度収支決算承認の件
第3号議案	規約改正の件
第4号議案	平成22年度運動方針及び組織活動方針決定の件
第5号議案	平成22年度収支予算決定の件
第6号議案	役員選考委員会委員決定の件
第7号議案	大会決議採択の件

村松議長・桐生副議長

会　場

〈質　問〉　舩田學会員（柏）

現状の組織拡充費で、会員の増加率を上げる予算として十分か

支部においても、大会費と後援会費等を支出する位の活動しかできない

回　答

日税政分担金計算における会員数と単位税政連加入会員数に差があるため、収支においても格差が生ずる

より勧誘に努力する

答弁者　佐々木財務委員長

〈質　問〉　染谷肇会員（柏）

予算及び決算は大会の決議事項である

改正により、予算の補正が幹事会の承認のみで決するのはいかがなものか

〈意　見〉　髙橋冬美会員（千葉東）

支部・本会等他の組織における、予算の流用・補正等の規定を参考にして検討して欲しい

回　答

政権交代により、後援会活動費が増加する可能性が大であること、又、突発的な支出に対応するための改正案である

しかし、規約の整合性を考慮し、第3号議案を取り下げ、第5号議案に付帯決議をつける

答弁者　富澤幹事長

佐々木財務委員長

議案決議

大会決議朗読

感謝状贈呈

【来　賓　祝　辞】

公明党代表
富田茂之衆議院議員

自民党代表
森英介衆議院議員

千葉県税理士会
石井幸夫会長

日本税理士政治連盟
山川巽会長

【国政報告会】

大会終了後、国会議員等9名出席のもと、町田副会長の司会により国政報告会が開催された。
出席者は、国会等における近況や、各種問題に対する自論を力強く時にはユーモアを交え、報告した。

〔出席された議員等〕（報告順）

森英介衆議院議員
（自民・千葉11）

櫻田義孝第8区支部長
（自民・千葉8）

臼井正一第1区支部長
（自民・千葉1）

薗浦健太郎第5区支部長
（自民・千葉5）

奥野総一郎衆議院議員
（民主・千葉9）

谷田川元衆議院議員
（民主・千葉10）

齋藤健衆議院議員
（自民・7区比例）

若井康彦衆議院議員
（民主・千葉13）

富田茂之衆議院議員
（公明・比例）

出席国会議員等

司会　町田副会長

【懇親会】

国会報告会に引き続き、能田・高中両会員の司会により懇親会を開催した。

秋葉副会長の開会挨拶に続き、横畑会長から大会が無事終了したお礼の挨拶の後、多くの来賓よりご祝辞を賜った。会場では、消費税問題等種々の意見が交換された。

田嶋要衆議院議員
民主党

渡辺博道第6区支部長
自民党

松野博一衆議院議員
自民党

松崎公昭衆議院議員
民主党

生方幸夫衆議院議員
民主党

小西洋之参議院議員
民主党

乾　杯

議員各位

司会　能田・高中会員

第22回参議院議員通常選挙・推薦候補当選者

平成22年7月11日、第22回参議院議員通常選挙が投票・即日開票され、本連盟推薦候補者のうち下記2名が当選されました。

猪口　邦子　（自民党・新）　　**小西　洋之　（民主党・新）**

平成23年度税制改正にかかる国会陳情についてのお知らせ

陳情日時　**平成22年10月22日（金）**
陳情場所　**衆議院第1及び第2議員会館**
参議院議員会館
（千代田区永田町）
連 絡 先　**千葉県税理士政治連盟事務局**
TEL　043−243−1526

陳情にあたっては、各支部・後援会より陳情者を募りますが、多数の参加者をお待ちしております。
税政連事務局・各後援会へご一報下さい。

税 政 連 加 入 の お 願 い

千葉県税理士政治連盟は、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、税理士の社会的役割の重要性に鑑み、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行うことを目的としています。（千葉県税理士政治連盟　規約第3条）

平成22年度税制改正では、税政連や各後援会などでの活動の結果、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止が決定しました。
今後も税制改正、税理士法改正、規制改革等、さまざまな政治活動を展開させるためには、税理士皆様の協力がぜひとも必要であり、その成果はすべての税理士が享受するものです。

千葉県税政連に加入されていない税理士の方は、この機会に加入していただき、かつ会費（月額千円）の納入をお願い申し上げます。
お申し込みは、千葉県税政連事務局（TEL043−243−1526）または税政連各支部長までご連絡ください。

税理士会は毎年の税制改正に際して、行政に対して建議を行い、国会に対しては陳情を行っています。これは、税理士が税の専門家として「納税者のための租税制度を確立」することを、社会的な使命としているからです。

この要望書は、税務に関する専門家としての立場から、国民的な視点に立って税理士の総意として取り纏めたものの中から、千葉県税理士会と千葉県税理士政治連盟が「平成23年度税制改正重点要望事項」とした5項目です。

税制改正に関する要望（特に重要な5項目）

《手続規定関係》

1.　更正の請求をすることができる期間の延長を行うこと。

【理由】　課税庁が行う減額更正は法定申告期限から5年以内とされている。これに対して、納税者から更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内である。この期間の差は、納税者は自ら把握しているものを申告するのに対して、課税庁が更正を行う場合には調査を行うとともに挙証責任があることによるとされているが、均衡を失している。

このため、法定申告期限から1年を超え5年以内の期間については、課税庁からは減額更正ができるが、納税者からは「嘆願」という方法によってしか対応できない。嘆願は法的な救済措置ではなく、それを取り上げるか否かも課税庁の裁量とされる。

このような現状を解決するため更正の請求をすることが出来る期間を延長すべきである。

また、後発的理由による更正の請求の期間の特例については、その理由の生じた日から2月以内とされているが、期間の徒過により納税者の権利が損なわれないよう、その期限を1年に延長すべきである。

《法人税関係》

2.　交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度内の10%課税制度は即時に廃止すること。

【理由】　交際費であっても事業活動に必要なものは金額の多寡にかかわらず損金算入されるべきであり、金額基準などにより形式的に交際費かどうかを判断すべきものではない。

交際費の範囲を見直し、例えば社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とするなど、本来の交際費課税の趣旨に即したものとすべきである。

《所得税関係》

3.　土地・建物等の譲渡により生じた損益について、損益通算及び繰越控除を認めること。

【理由】　平成16年度税制改正により、十分な論議と周知期間のないままに、土地建物等の譲渡損益は他の所得との損益通算・繰越控除が認められなくなった（一定の要件のもと居住用財産については存置）。

現行の損益通算規制では、譲渡損失と他の所得、譲渡益と他の所得の損失について損益通算が認められないため、担税力がない場合も課税される。また、事業用土地と

事業収益は一体であるが、事業の赤字を事業用土地の売却で補填する場合には資金繰りに支障が生じる。

なお、居住用財産の譲渡損失は、生活基盤を支える基本的資産の価値の下落による損失が譲渡により顕在化したものであるから、住宅借入金等の残高などの要件を撤廃し、居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めるべきである。

《消費税関係》

4．　消費税に改正（抜本改正）については、慎重な論議が必要であり、少なくとも当面は単一税率を維持すべきである。

【理由】　消費税は、高齢社会における財源として、最近では税率引き上げを容認する意見が増加傾向にある。しかしながら、消費税増税には、逆進性の増幅による不公平の発生や事務負担の増大等いくつかの問題点も指摘されている。

また、これらの問題に対処するために、一部物品やサービスへの軽減税率導入や仕入税額控除方式としてインボイス方式を採用する等の施策が検討されているが、消費税に関しては、社会保障制度の抜本的な見直しと併せて、税収の使途の明確化が必要であり、少なくとも当面は単一税率を維持すべきである。

《納税環境整備関係》

5．　納税者権利憲章（仮称）を制定すること。

【理由】　納税者権利憲章（仮称）の制定に際しては、申告納税制度の更なる発展を目指し、納税者の権利保護と税務行政の円滑な執行が図られるものとすることが必要であり、特に、適正に申告をしている納税者は尊重されるべきである。

また、納税者権利憲章の実効性を確保するために、国税通則法及び地方税法において、その目的に「税務行政における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資すること」を追加することが適当である。このような観点から、次の項目について検討されるべきである。

①申告手続（申告書等の受理、補正）、②調査手続（調査の事前通知、調査の日時及び場所の変更、調査の対象及び調査理由の開示等、第三者に対する調査の制限、特定職業人の守秘義務の尊重、帳簿その他の物件の預かり、調査における納税義務者等及び第三者のプライバシーの保護、調査記録の閲覧及び謄写、調査終了の通知書）、③処分手続（申請等による処分手続、更正又は決定若しくは申請に対する拒否等の処分と弁明の機会・理由付記、不服申立て等の教示）、④苦情申立ての処理手続、⑤納税義務者の代理人選任権、⑥行政指導の内容、⑦通達の制定及び改廃の手続（日本税理士会連合会との協議等を含む。）とその公開

会員の皆様へ　**［説明用税制改正要望書］について**（別紙同封）

税理士会の社会貢献事業の一環として、税制改正要望活動をしていることを社会一般にアピールするため、納税者向けに平易な表現で作成したものです。
会員の皆様には本書をコピーの上、顧問先又は外部関係の方々に説明して頂く際にご活用下さい。

税理士による後援会
～後援会会長からのメッセージ～

千葉県内には国会議員など20の「税理士による後援会」が組織され、千葉県税理士政治連盟の活動の根幹を支えています。今後、新たに後援会が結成される可能性もあり、会員からは「他の後援会がどのような活動をしているのか参考にしたい」という意見が寄せられております。

そこで、さまざまな活動を展開している後援会長に、活動報告や議員に期待することなどを寄せていただきました。（写真下は、選挙区・党派・後援会結成年月を記載）

森　英介　　安藤　正義
衆議院議員　　後援会会長

千葉11区・自民党・平成2.12

当後援会は、茂原支部と東金支部が一緒になって後援会活動を行っています。

森議員は、税政連の活動を非常に高く評価しており、日税政の大会はじめ、県連大会や後援会の総会等、可能な限り出席いただいております。

また、先生の主宰している「動態政経研究会」のセミナーには、いつも会長、幹事揃って参加しています。

毎年秋の国会陳情では、後援会員の税制に対する熱い思いに真摯に耳を傾けていただき、会員もつい専門的な説明に力が入ってしまいます。

野田　佳彦　　増永　保
衆議院議員　　後援会会長

千葉4区・民主党・平成5.5

我が後援会は、千葉県税政連においては、政権与党に属さない議員の後援会第1号として結成され、17年が過ぎました。その間、野田議員の落選、政界再編など、周囲の環境はめまぐるしく変わりましたが、野田佳彦という政治家個人の志に惚れた会員が集まり、どんな時もぶれることなく支援し続けてきました。

その甲斐あって、昨年より所属政党の民主党が政権与党となり、現在では、財務大臣という我々にとって他にない要職に就かれました。意見交換や懇親を深める機会を作ることは難しくなりましたが、そんな中でも陳情等への応対、大臣室見学会、ささやかな大臣就任祝賀会へのご出席など、今までと変わらぬお付き合いをいただき、これまでの苦労が報われています。

林　幹雄　　稲垣　信夫
衆議院議員　　後援会会長

千葉10区・自民党・平成7.9

初めてお会いした林議員は、目の優しい思いやりの深い人柄で、さすがは自民党の幹部として大臣にも就任する方だと一遍に好きになり、その後はご子息の林幹人県会議員共々の交流が今日まで続いている。

会の活動は国会陳情、選挙時の応援、研修を兼ねたパーティの参加および総会の懇親等である。小泉政権時、党の筆頭副幹事長であった林議員の計らいで、幹事長室で武部勤幹事長に陳情したのは忘れられない思い出である。

現在、成田空港関係の政情に最も通じた政治家として地元からの信頼も厚く、後援会も熱意を持って応援している。

櫻田　義孝　前衆議院議員
富澤　康人　後援会会長

千葉8区・自民党・平成9.11

後援会設立当時はバブル崩壊の真っ只中、櫻田前議員は、経済財政副大臣の要職にあり、税政連柏支部と後援会と共に「日本経済立て直しの名案はないか」と勉強会を行いました。その成果は、株の売却時の損失を3年間繰越控除するという税制改正が成立に至ったことです。

また櫻田前議員は、毎月第2月曜日に平成目安塾を開いています。後援会はもちろん、柏市や近隣市長、市会議員、事業経営者等も参加し、盛大に開催されております。すでに100回を超え、小泉元総理など現在活躍中の議員、教授、経済人等多数の方が講師として招かれています。

何よりも我々後援会会員は、この活動状況をふまえ、税制改正の要望の実現に向けて頑張っております。

水野　賢一　参議院議員
山崎　由雄　後援会会長

全県区・みんなの党・平成12.4

水野賢一議員は、衆議院議員を4期10年勤め、その間、政治家主導の政策立案を強く唱え、議員立法の成立に尽力してきました。今年の参議院議員選挙で、政治主導による小さな政府を提唱するみんなの党より立候補したのは、必然的な成り行きかもしれません。

議員にもっとも期待する分野は環境問題です。衆議院議員時代に、自民党環境部会長や衆議院環境委員長を歴任し、地球温暖化対策に取り組む第一人者だと思います。世界的な異常気象に対するグローバルな防止対策は喫緊な政治課題であり、政党にとらわれずに取り組むことを期待します。

富田　茂之　衆議院議員
白戸　利行　後援会会長

南関東比例・公明党・平成12.5

私たち富田しげゆき後援会は、富田議員を迎え、定期的に夏と冬の年2回、国政報告会を開催しております。

富田議員の国政取り組みの一端をご紹介すると、地方自治体の外部監査人に税理士の登用（平成9年）、会計参与制度の創設（平成17年）、さらには中小企業の実態に即した税制改正（特殊支配同族会社における役員給与の損金不算入制度の金額改定）等が挙げられます。

富田議員は比例区選出ですので、小選挙区の議員後援会にお入りになっている先生方も、是非、後援会に参加してください。

長浜　博行　参議院議員
村岡　敬治　後援会会長

全県区・民主党・平成12.6

長浜博行議員は、平成5年初当選以来衆議院議員4期を勤め、平成19年に参議院に千葉選挙区から出馬して当選、平成21年9月鳩山内閣で厚生労働副大臣に就任、同時に政府税制調査会の一員となっています。

長浜議員は「社会保障改革」（誰もが安心して暮らせる社会）を実現すべく、制度改革に取り組んでおります。この改革を実現するには、財源の改革も不可避であると思います。幸いにも議員は、政府税制調査会の一員でありますので日本の制度改革を早急に推し進めていただきたいと期待をするところであります。

松野　博一
衆議院議員

高原　秀年
後援会会長

千葉3区・自民党・平成15.10

千葉県税政連の活動で特筆できることは、例年秋に行われる千葉県選出の国会議員に対する税制改正などの国会陳情ではないかと思われます。そのかいあってか、法人税法第35条の廃止が実現しました。今後も、税理士会の要望を国政に反映させるには、その実現に働いていただける代表を国会に送らなくてはなりません。それができるのが選挙であり、選挙は勝たねばなりません。

これからも、私たちの代表である松野博一議員と、常日頃から国政報告会などを通して対話を重ね、後援会組織の拡大と充実が必要不可欠であると確信しております。

松崎　公昭
衆議院議員

若月　愼爾
後援会会長

千葉8区・民主党・平成16.7

松崎公昭議員は、当選4期目の民主党中堅議員で議員運営委員会の理事（法案担当）で活躍しています。

法案などの審議の順序を野党の駆け引きを排除しながら決めていく仕事で、民主党の政策を法律として実現するための裏方の役割を務めています。与党の閣僚議員から信頼されているだけでなく、野党からも松崎議員の人格力量が評価されているからこそ務まる役割です。

いずれ、松崎議員の本来の主張であり、民主党政権の目玉政策である真の地方分権の実現に向けて活躍する姿が見られることでしょう。

薗浦　健太郎
前衆議院議員（右）

桐生　孫治
後援会会長（左）

千葉5区・自民党・平成18.12

当後援会は、平成18年12月会員24名で発足し、その後地道に後援会活動を続けて参りました。

昨年の衆議院議員総選挙を機に会員増強に取り組んだ結果、会員37名・準会員156名となりましたが、薗浦健太郎氏を国会に送ることができませんでした。この結果を反省し、会員の協力を得て新たな会員の加入促進を目指したいと思っております。

これからは、薗浦前議員と機会ある毎に対話集会を実施し、お互いの情報を提供することにより、後援会活動を活性化させ、会員拡大に努力したいと思っております。

齋藤　健
衆議院議員

秋葉　芳秀
後援会会長

千葉7区・自民党・平成18.12

昨年8月30日は、第45回総選挙の投票日であった。翌日午前2時半頃、比例南関東ブロックでの齋藤健初当選の一報は、吉報中の吉報であった。あれから1年が過ぎ去ったが、中小企業の財務力、金融力は低迷し、肝心の政治力は不信という文字がピッタリである。

そのような中、齋藤健議員は先輩でさえ遠慮するような正論を語り、勝負をしている。わずか1年で立派な政治家になった。豊かな資質を持ち、進む方向も正しいと思う。私たちの未来を託せる本物の第一級の政治家に育ちつつある。今後も、正論での行動に期待している。

田嶋　要　　齋木　央光
衆議院議員　後援会会長

千葉1区・民主党・平成20.10

平成20年後援会の立ち上げ後、年に4回ほどの田嶋議員からの国政報告会並びに新春の集い等を行ってまいりました。

税理士業界が抱えている諸問題の解決には、やはり政治の力が不可欠でありますので、国会活動を通じて中小企業の発展と税理士業界の為に尽力していただくよう、常に要望しております。

国政の動向を的確に情報収集し、進展する社会の要請に応えうる税理士制度の確立、社会的地位の向上と収益の確保、拡充を念頭におき、今後も積極的に活動して参りたいと思います。

臼井　正一　　井桁　和夫
元千葉県議会議員（右）後援会会長（左）

千葉1区・自民党・平成20.10

我々税理士は朝の通勤時間に駅に行くことはあまりないが、本人は駅立ちで挨拶を精力的に行い、主義主張を訴えている。人とのふれ合いを大切にする本人は、握手を交わすことでその日のパワーを交換している。

子供達の運動会では一緒に走り、夏祭りの盆踊りでは共に踊り、千葉っ子として市民に同化している。

当後援会は、千葉東支部が中心になっているのを反省し、南、西支部の会員にも広く呼びかけて後援会組織の再構築を計る必要がある。

近日中に暑気払いを行い、元気で活動することを誓う。

内山　晃　　新井　和夫
衆議院議員　後援会会長

千葉7区・民主党・平成21.7

当後援会の設立にあたり、廣田幹事長を始めとする多くの会員の方々に、大変なご苦労をお掛けして、なんとか平成21年8月の衆議院議員選挙に間に合わせることができました。

内山議員は衆議院議員3期目で、現在、民主党国会対策副委員長、民主党厚生労働部会座長、衆議院厚生労働委員会筆頭理事等、数多くの重職に就かれており、税理士政治連盟の活動に、大変お役に立てると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

谷田川　元　　遠藤英一
衆議院議員　後援会会長

千葉10区・民主党・平成22.4

本後援会は平成22年4月3日に設立したばかりであり、まだ、具体的な後援会活動は行っていない。今後の後援会活動を行うにあたり、谷田川議員には、県議4期の経歴を生かし、地元に密着した活動を期待すると同時に、本後援会とともに我が国の税制についても勉強されんことを期待している。

また、過日、民主党「成田空港ハブ化促進議員連盟」の事務局長に就任されたが、これも千葉10区の特異な問題の1つに積極的に関与されることの表れである。今後もその活動を後援会として見守ってゆきたい。

主　要　会　務

（平成22年7月～平成22年9月）

7月 21日(水)	第4回執行部会議（大会準備最終会議）	千葉県税理士会館
8月　6日(金)	第42回定期大会	オークラ千葉ホテル
8月 24日(火)	政策審議委員会と本会調査研究部との協議会 「平成23年度税制改正要望」重点項目の決定	千葉県税理士会館
〃	第1回正副会長会	千葉県税理士会館
〃	第3回支部長会・第2回幹事会合同会議 ・後援会運営規則の改正について ・支部運営及び加入勧奨に関する件 ・平成23年度税制改正重点項目について他	〃
〃	第2回後援会連絡会議 ・後援会運営規則の実施要綱について他	〃
9月 22日(水)	顧問相談役会議	オークラ千葉ホテル

ご活用下さい、全税共の事業！

関与先の安定経営、豊かな老後や健康づくり等、さまざまな場面でお役に立っています。

ＶＩＰ大型総合保障制度

様々なリスクから
企業を護る保険制度

関与先の事業承継対策など、すべてお任せ下さい

経営者大型保険	経営者に万一のことがあった時、最高２億円の大型保障で企業をガード
経営者保険総合プラン	定期保険、終身保険、養老保険等、多彩な商品で経営者・社員の生活を守る
経営者スーパープラン	介護保険や生活習慣病保険等、医療保険全般をご用意
団体所得補償保険	税理士には月額最高200万円を最長１年間補償

※１年を超える長期補償「団体長期障害所得補償保険」もあります

新・団体医療保険	１入院最高120日、通算で1,000日補償

全税共年金

規模のメリットを活かした全税共独自の
拠出型企業年金保険制度

月々１万円からできる将来の備え

特長１. 積立金の管理・運用にかかる手数料は、個人で加入する場合に比べ一般的に低廉

特長２. 安定的な運用で高い信頼

特長３. 掛金は生活設計にあわせて自由に設定
月　払／１口５千円で２口以上
一括払／１口10万円で任意の口数(月払いと併用)

特長４. 年金の受取方法は３種類、資金需要に応じて自由に選択
1）10年確定年金　2）15年確定年金　3）10年保証期間付終身年金

ＰＥＴで癌の早期発見

全税共会員には優待価格でご紹介しています

◆効果的な治療法が未だ確立されていない「癌」から自らを守るためには、早期発見こそが最善の治療法です。
健康事業を推し進める全税共では、ＰＥＴを備えた各地の最先端医療機関をご紹介しています。

※全国の提携医療機関の詳細はホームページでご案内しています。

その他の事業

- Ｚダイナースカード
- 人間ドックサービス
- ホールインワン１００万円保険
- 電話による税の無料相談事業への支援

税理士とその関与先のための

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎１丁目11番８号　日本税理士会館４階　TEL.03(5740)8331(代)　http://www.zenzeikyo.com/

千葉県税理士協同組合

千葉県税理士協同組合

組合事務局／千葉市中央区中央港1-16-12 税理士会館 043-247-6250(代)
ブックマート／千葉市中央区中央港1-16-12 税理士会館 043-247-5437

ご活用ください、日本税協連の事業

各種事業を通じて、組合員事務所の繁栄を応援しています。

福利厚生事業

割安な掛金で大きな保障

日本税協連福祉会 生命共済制度

全国の組合員と事務所職員を対象に、税理士業界のスケールメリットを活かした“事業所一括加入型”の団体定期保険。

ご加入コース				
	200万円	300万円	500万円	800万円
	1000万円	1200万円	1500万円	2000万円

月額掛金は、男女別、年齢群団別になります。詳しくは資料請求を。

家族特約付医療保障共済制度

『生命共済制度』の加入者を対象にした、団体型の家族特約付医療保障保険。

給付種類（１日につき）
疾病・不慮の事故で継続５日以上の入院の場合、
入院給付金が支払われます。

3,000円	4,000円	5,000円	10,000円

月額保険料は、年齢群団別になります。詳しくは資料請求を。

共同購入事業

日本税協連書籍販売ネット

組合員には、１割引で販売

取扱出版社36社、掲載書籍は1,800冊超

税理士協同組合所属の税理士会会員なら、どなたでもご利用いただけます。
※但し、ご利用にあたっては専用のＩＤとパスワードが必要です。（利用登録料は無料）

より早く、より確実に 明文図書から一括発送

購入受付から発送までのチャート

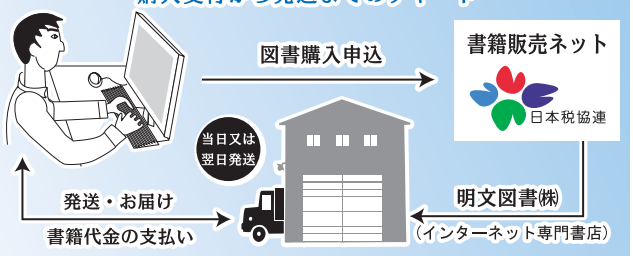

※①お買上げ価格の合計が4,725円（税込価格）以上の場合は送料無料。
同金額未満の送料は350円になります。
②書籍代金のお支払いは郵便払込み
または銀行振込です（手数料は申込者負担）。
③在庫書籍は当日または翌日（営業日）発送いたします。

発送方法の効率化を図るため、発送業務を、インターネット専門書店の「明文図書株式会社」に委託しております。
※お客様のご都合による返品はお受けできませんので、ご注意ください。

明文図書株式会社：東京都新宿区山吹町358-8　電話 03-6457-5219

日本税理士協同組合連合会
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館 TEL 03-5740-0920 FAX 03-5740-0921 http://www.nichizei.or.jp